

多度津町農業委員会議事録

平成31年3月20日午前8時55分より午前10時00分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 議案第6号 | 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波明美
6番委員	塩入明彦
7番委員	香川篤篤
9番委員	大谷泰則
10番委員	三野敏彦
11番委員	横關幹夫
12番委員	矢野和幸
13番委員	松浦俊正
14番委員	中村稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
6番委員	篠原壽雄
7番委員	村井文数
8番委員	松井均

欠席委員

農業委員（1名）

8番委員	亀山均
------	-----

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	土井 真誠
農地係長	吉田 清司
主事	西岡 知美

審 議 内 容

- 事務局長 それでは、ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 おはようございます。
- もう春本番というような時期になってまいりましたが、ことしは何か記録的な冬、温暖の中で推移しての冬、作物、百貨店の売り上げと色々な影響があったようでございますが、きのうあたりも雨ではございましたが、見て回りますと、麦も順調にというよりは、ちょっと例年よりはほこり過ぎかね。ちょっとやっぱり進んでおるようで、いろいろ苦労があるようでございますが、そういう中、年度末、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。
- 農政のほうは、きょうも昼から人・農地プランの検討会ということでございますが、県のほうにおかれましては31年度の事業計画、農業会議も発表されておりますが、ご案内のとおり、農業委員会や人・農地プランを中心とした農地中間管理事業の関連法案改正ということで、今回の通常国会に提出ということでございますが、何はともあれ一番は農業委員さん、推進委員さんの活動いかんかなと思うわけでございます。国が示しておりますような農地利用の集積、集約化を中心とした事業が一番今中心になっているかと思いますが、皆さんとともに進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。
- それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。
- 事務局長 ありがとうございます。
- それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は13名の委員さんのご出席を賜っております。亀山委員さんから所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。
- 次に、本会議の成立でございますが、出席委員は14名中13名でございますので、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
- それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願いをいたします。
- 議長 それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。
- まず、署名委員の選出でございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。13番の松浦委員さん、14番中村委員さん、よろしく願いいたします。
- それから、議案に入ります前に、昨日の小委員会の報告を農業委員の矢野さん、よろしく願いします。

1 2 番委員

おはようございます。

きのう9時からここで小委員会を行いました。秋山会長、土田、大島副会長、それから推進委員の山地さん、それから私と、事務局から土井局長と吉田さんとで現地確認を行いました。

それによりまして、2号議案の1番ですけど、1号議案の1で解約の面積とちょっと違いがあるんですけど、これ1枚田んぼで一部を小作で、戦前からの小作という格好でしていたんですけど、今回県道の拡張工事がありまして、それに伴いましてその小作地を解約して、その残ったところを●●さんが取得するということになっております。細かいところはまた事務局から面積の説明があると思います。

それと、3番ですけど、3番もちょっとわかりにくいんですけど、●●さんの持ち分が6分の1だったというのを、●●●●●さんに全部を贈与する、6分の1持ち分を贈与するということです。これもまた説明があると思いますのでよろしくお願いします。

それから、3号議案の1と4のところで、多度津町町長丸尾幸雄というのが出てるんですけど、これは今度所有権移転する宅地分譲の用地の中に水路が含まれているということで、これが払い下げを受けるということで町長の名前が出ているんですけど、1番と4番で水路も同時に取得するということです。それから、2番と3番ですけど、2番の土地を売買するんですけど、その残ったところを3番のところが鍵型に残ったところを自分の宅地として所有するというようなことで出ております。それで、現地確認をした結果、別に異常はないと思われまして。皆さんで審議のほうをよろしくお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局

議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番から10番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番と2番につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約するものです。

番号3番につきましては、賃借権の合意解約となります。

番号4番から7番につきましては、議案第3号で農地法第5条にて転用予定となります。

以上です。

議長

例によりまして、1番と2番、戦前からの小作地ということで、担当地区の方、知ってる範囲内で参考になるかなと、よろしくお願いします。

1 2 番委員 1 番ですが、現在使用しているのを、●●さんが1枚田んぼになっていて使用してるんですけど、その一部が●●さんの田ということで、戦前から小作地になっているんですけど、前から話もあり、なかなか県の買収の分が進まなかったんですけど、今回拡張工事ということで、それと同時に小作を解消して、その残った土地を●●さんが取得するというので、一応売買というような格好で話ができています。

議長 ありがとうございます。

続きます、2番は。

山地さん、お願いします。

推4番委員 この貸付人と借り受け人の話が、去年から話が上がって、話し合ったんですが、具体的な話があったのはこの2月の上旬でありまして、●●さんのほうからありました。今のところは夫婦だけで農業を営んでおりまして、後継者はいなく、娘さんが3人おられるんですけど、もう外へ出ておりまして、2人だけでやっております。後継者がいないのと、自分たちもだんだん年を取ってできなくなってきたので、この期に返したいということで、●●●●●さんと●●●さんの間では話ができております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

第1号議案、報告案件ということでご理解いただきたいと思えます。

続きます、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。お願いします。

事務局 議案第2号をごらんください。

【議案第2号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番につきましては、譲り渡し人は高齢化による経営縮小としており、譲り受け人は経営規模の拡大となります。

番号2番の理由につきましては、譲り渡し人は農業廃止としており、譲り受け人は経営規模の拡大となります。

番号3番の理由につきましては、譲り渡し人は農業廃止としており、譲り受け人はその他となります。

また、番号1番と3番について、前のホワイトボードを使ってご説明いたします。

こちらの右側になるんですけども、番号1番についてご説明いたします。

まず、場所についてですが、●●●●●の北側にあります交差点で、こちらが工事中で、こちらの道が●●●●●へつながる道となっております。先ほど解約のご報告をいたしました議案第1号、番号1番の解約の面積と今回の3条申請の面積が同じ地番ではありますが、相違している点についてご説明いたします。

現在、この101番1を含めて、こういった感じで1枚の田んぼとして●●●●さんが使っています。こちらが、まず残存小作の設定がここで195平米でした。それが地籍調査によって214平米となり、次にそこから県道の買収によって分筆がかかったため、104番5と104番1に分筆がかかりました。今回の3条の取得に関しましては、分筆後の面積であるこちらの赤い斜線を引いている104番1の100平米が面積となっております。

次に、番号3番についてご説明いたします。

こちらの6分の1、6分の2、6分の3と書かれているほうですが、番号3番は4筆とも3人の共有農地であり、持ち分6分の2を●●●●●さん、6分の1を●●●●●さん、6分の3を●●●●●さんが所有しております。今回、持ち分6分の1である●●●●●さんが現に、今耕作しているのは●●●●●さんですが、そちらの方へ持ち分の移転贈与をしたいということで申請がされました。現在は今3人の共有農地なんですけれども、この持ち分の所有権移転贈与がなされたら、●●さんと●●さんが持ち分2分の1ずつで、2人の共有農地になるということになります。また、共有農地以外でこの●●●●●さんはご自身で6,335平米の耕作面積があり、下限面積である3,000平米を満たしている方になりますので、問題はないかと考えます。

以上3件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米を取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

事務局より詳しい説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

ご発言いただけますか。

どうぞ。

推1番委員

さっきの議案の2番ですが、これもほかに3筆ほどある、5条のほうで出とるんですけども、その子供が現在神奈川県へ行ってまして、今回土地を全部処分をするということで、田んぼを●●●へ売って、この部分については、入り口は10メートルか12メートルぐらい。向こうの端まで行ったら40メートルか50メートルぐらいあるんですけども、向こうの入り口は5メートルぐらいしかない。細長いので、●●●は買ってくれないと。分譲ができないからということです。●●●さんというのは、そのこの本家なんです。その人が、値段は別として引き受けて、買うと言われた。家

の前のほうも屋敷も7畝ぐらいあるんだけど、半分もう本宅のほうを潰して、それも売って分譲してしまうというような状況になっております。

議長 ●●の件、●●●●●というんはどこでおるんですか。これはどんな関係になるんですか、●●●●●と。

事務局 ●●●●●さんは西白方の方になるんですけれども。

議長 西白方で在住しとるんですか。

事務局 そうですね。

10番委員 ちょっといいですか。

議長 三野さんお願いします。

10番委員 ●●さんというのは、海岸寺の駅の前にある●●●の娘。

職務代理者(3番) 農協に行きよったかな。

10番委員 その人は、もともと山の中の畑で、10件ぐらい持っとったらしいんだけど、わからんようになるから、まとめていって、最終的に3件にしたとかという話は聞きました。それで、実際つくっとるのは●●●●●さんだけ。

議長 はい、わかりました。

議長 皆さんのほうからほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番から4番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、宅地分譲7区画となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成31年5月15日、工事完了が平成32年5月14日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計2,200万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当いたします。

続きまして、番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説

明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、宅地分譲3区画となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成31年5月15日、工事完了が平成32年3月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計1,200万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

続きまして、番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、宅地拡張となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成31年5月15日、工事完了が平成32年3月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費等はありません。先ほどの議案第3号、2番で説明しました宅地分譲地が隣接のため、造成とあわせて宅地拡張部分もあわせて土を入れるので、資金計画はありません。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号4番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、宅地分譲4区画となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成31年5月5日、工事完了が平成32年4月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計1,300万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積につきましては1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上4件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたらご発言いただ

きたいと思います。

推2番委員 ちょっと教えて。
議長 はい、どうぞ。

推2番委員 ●●名義の分、これは水路と言われたと思うんですけども、水路の用途廃止になりますよね。

事務局 はい。

推2番委員 これは町が担当するんですか、財務局じゃないんですか。
事務局 法定外の公共物の用途廃止になりますので、この農地転用の申請の後、用途廃止、払い下げの申請が出てきて、手続をする予定となっております。

推2番委員 その用途廃止の申請は町にするわけですか。
事務局 町にするわけです。

推2番委員 財務局じゃないわけですか。
事務局 はい。もう譲与は受けてますので。

推2番委員 ああ、受けとるんか。
事務局 はい。
農道水路につきましては、国から既に譲与を受けております。

推2番委員 ほんなら、町へ決済金を払うわけやな。
事務局 はい、そうです。払い下げを受ける。

推2番委員 はい、わかりました。
議長 前より簡単になっとるな。

推2番委員 簡単になるんですね、財務局ね。
職務代理者(2番) 現状ある分はいかんで。これはもう既にしてしもとるやん。

推2番委員 ある分はいかんの。
職務代理者(2番) 最初言よったところへ手続せないかんと思うよ。

推2番委員 ああ、そうですか。
職務代理者(2番) 既に町に渡ってしもうとるきに。

推2番委員 図面上だけ残っとるだけやね。
職務代理者(2番) そうそうそう。

議長 農地になっとったんやろ、田んぼと一緒になっとるからな。
そういう場合には、これでか。

職務代理者(2番) そういうのを先に、用途廃止を先にしとるんよ。
議長 先にしとるんか。
職務代理者(2番) だって町が持つとる田やろう。

事務局 地籍調査によって現況は田、構図上は水路を地籍調査によって多度津町の田んぼにしまして、それでその後用途廃止、払い下げを受けるというようになっております。

職務代理者(2番) 現況にせないかんけんな。
4番委員 それであれやろう。県道やああいうようなのが通るけんな。そのときに

工事して、水路がある分を田んぼの中に入れてくれと。

それで、何枚もある田んぼが、1枚にしてもらってな。それは多度津町へ水路のぶんだけ使用料を払っていったるんや。今、もう水路自体はないけん、それを今度初めて払い下げを町から受ける分やと。

議長 ほんなら、これもそうしよったということ。

職務代理者(2番) いや、それはわかりません。

4番委員 いや、それは払わないと通れないからな。だけん、今度わしが取得した田んぼがそんなになつとるんや、あの県道のところの角。3枚になつとるんを1枚にその県道のところを工事してくれとるんや。ほんなら、もとの持った地権者が年貢でここへ、町へ払いよる。それで、わしが今度払い下げを受けることで、今したら金があるから、地籍調査のときにしたらわ。ということで、年貢を今度は引き継いで、町へ払うということで、水路分だけ一緒にだけでなく1枚の田んぼになつとる。

議長 はい、ありがとうございます。

ほかにございせんか。

はい、どうぞ。

推7番委員 それに関連して、2枚の田んぼを1枚にしたいというときに、農道とか水路とかがあるじゃないですか。あると仮定したときに、今の説明があった考え方でいけるんか。取り込んでしまう。

議長 いや、わしは水利組合とか地元がうんと言うたらわしはいけると見とるんや。うちのほうはそうしよる。どんなんや、一般的には。

4番委員 いや、それは今言うように払い下げを受けないかんけどな。

議長 基本的にはそうやけど。

4番委員 今、その現状で必要性があったら、それはできんけん。あと下へ、水路が行くところはな。それで行きどまりとかは、地元の水利と町と話をしたらできるんではないんかなと思う。

議長 地元みんなが同意したらできる。

山崎の場合は、県道という公共事業絡みだから、そういうふうには行政がしてくれたんだろうけど。

職務代理者(3番) みんな要るといふんはいかんけど、要らんというたら。

6番委員 その件について二、三年前に、私がそれで払い下げを受けたんや。だから、地元の水利組合が同意して、例えば農道を受けるんであれば、農道が全然そこを通過してほかの田んぼへ行くことがないとか、それから水路が残ったんだけど、それはもうそこを全然必要ない水路だということで、地元の水利組合のほうでオーケーしたら、それで町のほうに申請すればオーケーになりましたから。ただ、費用的には土地評価額の7割ぐらいか、そこそこの値段を取られるんですよ。だから、小さい面積でも、ウン十万円という金がかかったりするけども。

職務代理者(3番) だから、今も言ようるように地籍調査を待ちよる人が多い。お金が要らんから。

議長 村井さん、基本的にはそれやわ。地元が認めたら大丈夫。

4番委員 必要性がなかったらな。

12番委員 地籍調査で全部、構図に水路が残ったたら、いくら取り込んどったって全部水路と農道は地籍調査で生きてくるからな。

議長 そうやろうな。

12番委員 うん。それは全部残るから、何ぼ、取り込んどっても。うちのほうでも、結構田んぼの真ん中に水路があつたんでも、全部いまだに地籍調査のときでも残っとる。

6番委員 それが残ったたら、自分のものにしようとするれば、払い下げの費用が発生するということやな。

推1番委員 うちの中でも一緒や。真ん中に今水路だったんを、コンクリートを1本だけしとるわな。そしたら、地籍調査をしたときに、折半で平等で極端に言うたら90センチの水路だったら要るわな。そのセンターから45センチ中へとる。

12番委員 今はもう全部町内の水路は90センチということや。

議長 それはそうやろうな。

12番委員 地籍は全部90センチの農道が1メートルという格好で全部とられる。

議長 そうやろうな。大体、基本的にそういうふうになる。

非常にいろいろ皆発言していただいて、参考になったかと思います。また、それを生かして、今後に使っていただいでください。

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第4号をごらんください。

経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画になります。土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをいたします。貸付期間といたしましては、全て平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間の貸し付けとなっております。合計といたしまして、6件で21筆、1万2,338平米となっております。

以上6件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かございましたらご発言いただきたいと思います。
特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員さん一時退席をお願いします。

(●●委員退席)

事務局 議案第5号をごらんください。

農地中間管理事業の資料となっております。農地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することになっています。香川県農地機構から、右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。農業委員会の承認を得ますと、3月25日より公告縦覧となります。

補足といたしまして、番号22番から27番につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借り手のみの変更申請となります。なので、土地所有者である貸し手から香川県農地機構への貸借は継続したままで、香川県農地機構から借り手への貸借は、耕作者を変更して貸借を設定するということとなります。

以上です。

議長 特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第5号を承認いたします。

(●●委員着席)

議長 ●●さんが帰られたので、次に進めさせていただきます。

続きまして議案第6号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局

議案第6号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について。
1番、●●●●氏より、3月29日で5年間の有効期限が切れるので、更新のため農業経営改善計画が町へ提出されました。30年度は体調不良で作付が少ないが、今後は例年どおりの作付を目指します。また、施設、機械の欄の一番下のところですが、灌水制御装置を導入し省力化を図るようにしています。

7番委員 それだったら、今うちの分はもうきれいに使えるんで、もうけたら建てたらええがということで、一応●君にお願いしてるんです。

議長 ●君が来よって、ちょうどそういうなんはもう絵になっとったんかもわからんわな。それで一服か、もうやめるんな。

7番委員 私がその●●になった時点で、どないしようかということを考えて、それでね。

議長 一応預けるというんか、やってもらおうという。

7番委員 はい。

議長 山崎さん、●●●●は調子悪かったんか。

4番委員 うん、調子が悪い。まだ入退院しよるからのう。
だから、灌水の自動制御を入れると言うて省力化してる。

議長 皆さんのほうからどうですか。注文つけるところはないと思うけど、何か聞きたいところとかがあったら。
よろしいですか。

職務代理者(2番) ●●君な、作業受託というて受けとるだろう。
田植えや収穫やいうたって、自分ところは機械を持ってないのに、受託はできんやろう。

議長 これは矢野さんのところとともにということ。法人とともにということか。

12番委員 そうやろうな。

職務代理者(2番) それやったら法人の仕事やないの。機械は法人のを使うんだったら、それは受託と違うやろう、これは、●●君としたら。法人の仕事としてするんだったら従事分量配当や。受託というたら自分が持つとって作業を受けるんやろう。

議長 これは元専門、局長が専門だったんと違うんかいな。

事務局長 この認定は、僕もこの計画をつくる時は入ってなかったんですけど。
通常、今、土田委員さんが言われたように、ここの作業受託というのは、この●●さんが誰かの水稻とかの代かきとか、そういったものを受託した場合に、ここに入ってくるような形になります。機械も今持ってないので、恐らくこの計画を見るだけ、この紙だけを見たら確かにちょっと疑問はあるんですけど、法人の中で●●さんに機械を貸してあげて、●●さんがその機械を持って別の、法人以外の農地を受託して刈り取るとか、そういった意味合いが。

職務代理者(2番) そういう拡大解釈をしたらいいということか。

事務局長 この計画だけを言うと。

議長 吉田君の説明もそうやったな。村山君が普及所とともに作ったということやな。

事務局 担当の村山君から文書でいただきまして、それを私が説明文章に変えま

- した。
- 職務代理者(2番) それだったら、法人か何か残らないかんやろう。
- 職務代理者(3番) これを見よったら法人の下請や。
- 議長 矢野さん、それでも可能やということに県との相談でなったというふう
に解釈してええんやろう、直接は聞いとらん。
- 1 2 番委員 直接は聞いてないです。
- 議長 だけど、僕が思うのは県の指導でそれも可能と。
- 1 1 番委員 これは個人の計画ですよ。だから、そこにこの「集落営農集団の構成員」と入れるのは、私はどうかなと思いますね。あくまでも個人の話なんですから。
- 議長 土田君と考えは一緒だろうなあ。
- 1 1 番委員 そこらは私ちょっと錯誤しているのかなと。
- 職務代理者(2番) 何か線引きが曖昧やね。
- 1 1 番委員 曖昧ですね。
- 文章的な問題だけど、今、矢野さんが言われる、●●●にとったら、集団にとったらそういう意味だけど、これはあくまでも個人に対しての話なんで、私は集団と一歩やっぱり切り離しておく必要があるかなと思います。個人で全般的に今言ったらそらそうなんですけど、これはあくまでも個人に対する認定で、それは果たして集落営農の話をここに持ってくるべきかどうかというところにちょっと疑問が残りますけど。
- 議長 わしはこれも可能かなと見るんだけど。
- 1 1 番委員 それを拡大解釈すればそういうことですけどね。やっぱりこれから以降は、こういう場合は切り離して考えるべきかなと思いますよ。これからそういうふうな、これは正直に、私が別に、若い子だから非常に次こういうふうなこの計画書というのは出してもいいんで、これから多度津町の農業を背負っていく人だろうと思うんだけど、そこらは県の指導もあるんですけど、そこらはきちんとやっぱり区別しておくべきです。
- 議長 一般にはそう思うわな。
- 1 1 番委員 書類だけ見るとそう思うんですけど。
- これは、普及センターの美馬さんがこれを多分書いただろうと思いますよ。これはこれでおさめて、次の回から、若い人が結局集団と一緒に作業受託する。この人は自分で機械を持っていて、個人的に集落以外のラインで受けるんだったら、受託作業というのは可能なんですよね。だけど、機械も何もなく、言うたらオペレーターじゃないですか。そこらをちょっと文章的にいったらどっちでもとれるかなというのがあるもので、次にこういう機会があったらきっちりと区別して、きちっと書いとくほうが皆さんの理解も得やすいんじゃないでしょうかね。
- 議長 ここらが、いわゆる窓口担当者によって表現の仕方が違う。勉強のため

にしとつてもろうて、来月またできたら。県に来てもろうてもええしという
ことで、お願いしたいと思います。

議長 ということ、第6号議案、特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、ほかにないようでしたら承認という
ことでよろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 そういうことで、議案第6号を承認といたします。

続きまして、その他、報告ということで事務局お願いいたします。

事務局長 それでは、事務局よりご報告いたします。

案件につきましては、7点ございます。

1点目は相続届について、2点目は平成31年度定例会開催予定について、
3点目は平成31年5月分申請受け付けについて、4点目は農地の賃
借料水準について、5点目は利用権設定の更新通知について、6点目は国
土調査法に基づく地籍調査結果報告について、7点目は平成31年度活動
記録簿及び活動管理簿についてでございます。

事務局 【その他7点について事務局より説明】

事務局長 それでは、引き続き来月の予定につきましてご報告いたします。

来月の予定につきましては、4月の小委員会は18日木曜日の午前9時
から第1会議室で行います。当番委員は、13番松浦委員、推進委員5番
の松岡委員をお願いいたします。

定例会は、翌19日金曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。
来月の署名委員さんは、4番の山崎委員、5番の斯波委員、6番の塩入委
員のうち2名の方をお願いをしたいと存じますので、よろしくお願いをい
たします。

事務局からは以上です。

議長 以上で予定していたのは終了ということでございます。

全体を通しまして、皆さんのほうから何かございましたらご発言いただ
きたいと思います。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、これで閉会いたしたいと思います。どうも
長時間ありがとうございました。